平成２６年（フ）第３１７９号
大阪府吹田市山手町１丁目７番13号
債務者　森　　泰孝
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２３３号
大阪市城東区永田３丁目６番29―607号
債務者　山本　初美
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３６０号
大阪府四條畷市南野５丁目９番４号ひるさいどてらすＣ　101
債務者　松本　　聖
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４２３号
大阪府茨木市田中町１番17号　茨木メゾンＮＩＳＨＩ410号
債務者　正保　　潤
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４２９号
大阪市東淀川区上新庄２丁目５番９―505号
債務者　吉田由美子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２号
大分県日田市大字日高2435番地３　市営桃山団地Ｅ号住宅７号
債務者　中村　積穂
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第３７号
福岡県京都郡苅田町大字光国3682番地１　ハーモニー光国105
債務者　江村　舞彩（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
埼玉県越谷市南越谷１丁目2925番地１　レクセルマンション新越谷104号
債務者　高山英淑こと　韓　　英淑
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
埼玉県草加市八幡町959番地１　アンソレイユＣ―204号
債務者　有馬　光枝
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
大阪市住之江区東加賀屋３丁目15番25号オクヒラハイツ３―Ｉ、申立時の住所大阪府和泉市池上町３丁目12番26―111号
債務者　植村　潜二
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
大阪府泉佐野市鶴原2796番地の１グリーンハイツ山口203、前住所大阪府貝塚市清児732番地85
債務者　筒井　義則
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２８４号
大阪府泉大津市式内町６番３―201号、前住所大阪府泉大津市田中町３番３―702号
債務者　田中　　東
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２９８号
大阪府岸和田市上野町東１番26―1109号、前住所大阪府岸和田市上野町西27番８―602号
債務者　里村ヒカエ
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３００号
大阪府和泉市東阪本町351番地の１パストラル和泉206
債務者　永友　芳和
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３１０号
大阪府泉佐野市鶴原502番地９―103
債務者　赤座　麻貴
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
大阪府泉大津市式内町８番６―101号
債務者　市原　賢治
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３３１号
大阪府岸和田市春木旭町12番２―209号
債務者　権田　明広
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係